

## 【弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業 基本構想】

### 1 背景及び目的

今回、整備事業を行う石川地区は、弘前市の南東部に位置する、石川、大沢、乳井、薬師堂、小金崎の5つの大字で構成され、公共交通機関ではJR奥羽本線、弘南鉄道大鰐線が通り、地区中央部を国道7号が縦貫している。また、地区の東部を平川市と、南部を大鰐町と接している。石川地区全体の人口は2020（令和2）年6月1日現在、4,089人である。

石川地区内の公共施設は、石川小学校、石川中学校のほか、石川公民館、石川出張所、石川児童館をはじめ児童館が3館、老人福祉センター、多目的集会施設等、全16施設あり、その多くが地区中央部に位置するものの、地区西部の大沢地区や、東部の乳井・薬師堂地区にも点在している。

学校施設に関しては、石川小学校は1877（明治10）年創立、石川中学校は1947（昭和22）年に創立され、その長い両校の歴史の中で、1955（昭和30）年代前半、児童生徒数は両校合計して、2,000人を超える時もあったが、近年の少子高齢化社会の到来にともなう人口減少により、当時と比べると激減した。2019（令和元）年度では両校合計して241人、2025（令和7）年度では214人となる見込みである。

このような人口減少社会にあつて、2018（平成30）年度、石川小・中学校は、弘前市教育委員会と進めた「教育自立圏」調査・研究で得た成果と課題を生かし、弘前市教育委員会が目指す小中一貫教育と、コミュニティ・スクールをそれぞれスタートさせた。そして、2018（平成30）年11月には教育自立圏推進公開発表会を実施し、「地域とともにある持続可能な学校づくり」において、授業実践やこれまでの取り組みの実践発表を通じて情報発信を行ってきた。また、石川地区は古くから剣道が盛んな特色も持ち合わせている。

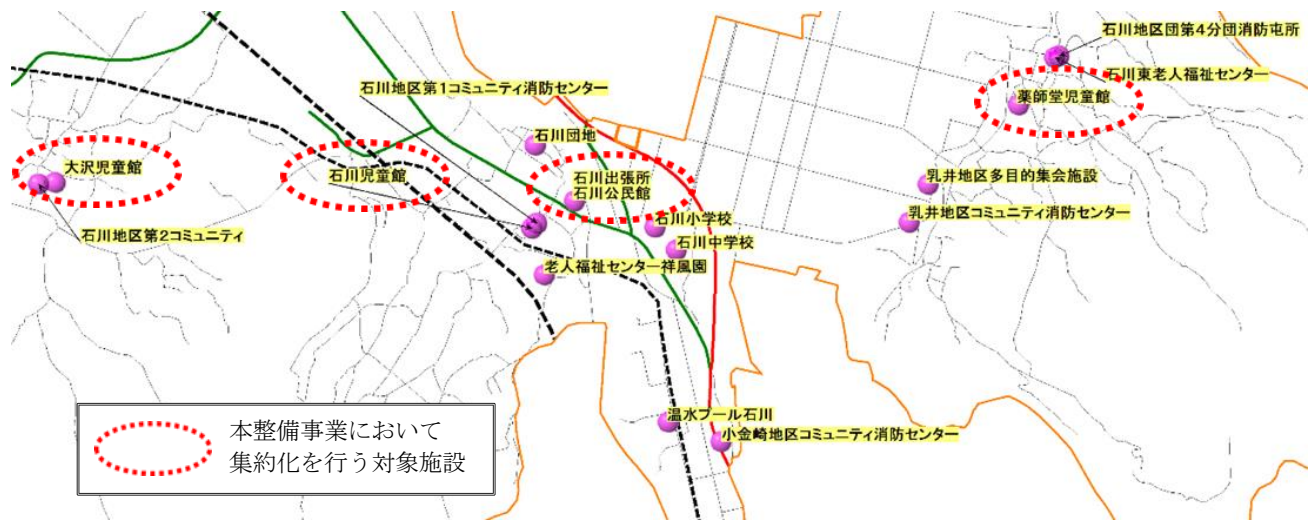
現存する校舎は小学校・中学校共に建築から50年以上経過した棟を有し、老朽化が進んでいる。一方で、小中一貫教育とコミュニティ・スクールをしっかりと機能させ、より良い環境の中でより質の高い教育の提供が、石川地区住民や石川小・中学校の教職員から求められている。また、学校以外の公共施設についても、建築から50年以上を経過した施設を有し、老朽化が進んでいる施設もみられる。

このような状況に対し、2017（平成29）年6月、石川地区連合町会より、学区内に所在する児童館や公民館等を石川小・中学校敷地内に機能移転し、小学校と中学校については、施設一体型の校舎を建設するよう要望書があげられている。

また、市では、「弘前市公共施設等総合管理計画第1期実施計画」において、石川中学校区の一部の公共施設について、基本方針として「地域コミュニティの核である学校への機能移転を進める」としている。さらに、「弘前市学校施設個別施設計画」における整備の基本的な方向性として、学校統合及び施設の複合化についての考え方の中で、小・中学校施設一体型校舎の整備や、学校施設がシンボリックな存在となるような整備内容を検討することとしている。

これらの方針等に基づき、石川中学校区を基本単位とした公共施設の集約化を行うことで、地区の持つ様々な課題を解消し、併せてより良好な教育環境を実現するため、石川小・中学校敷地内において学校及び公民館、出張所、児童館の複合化整備を進めるものである。

## 2 石川地区の公共施設について



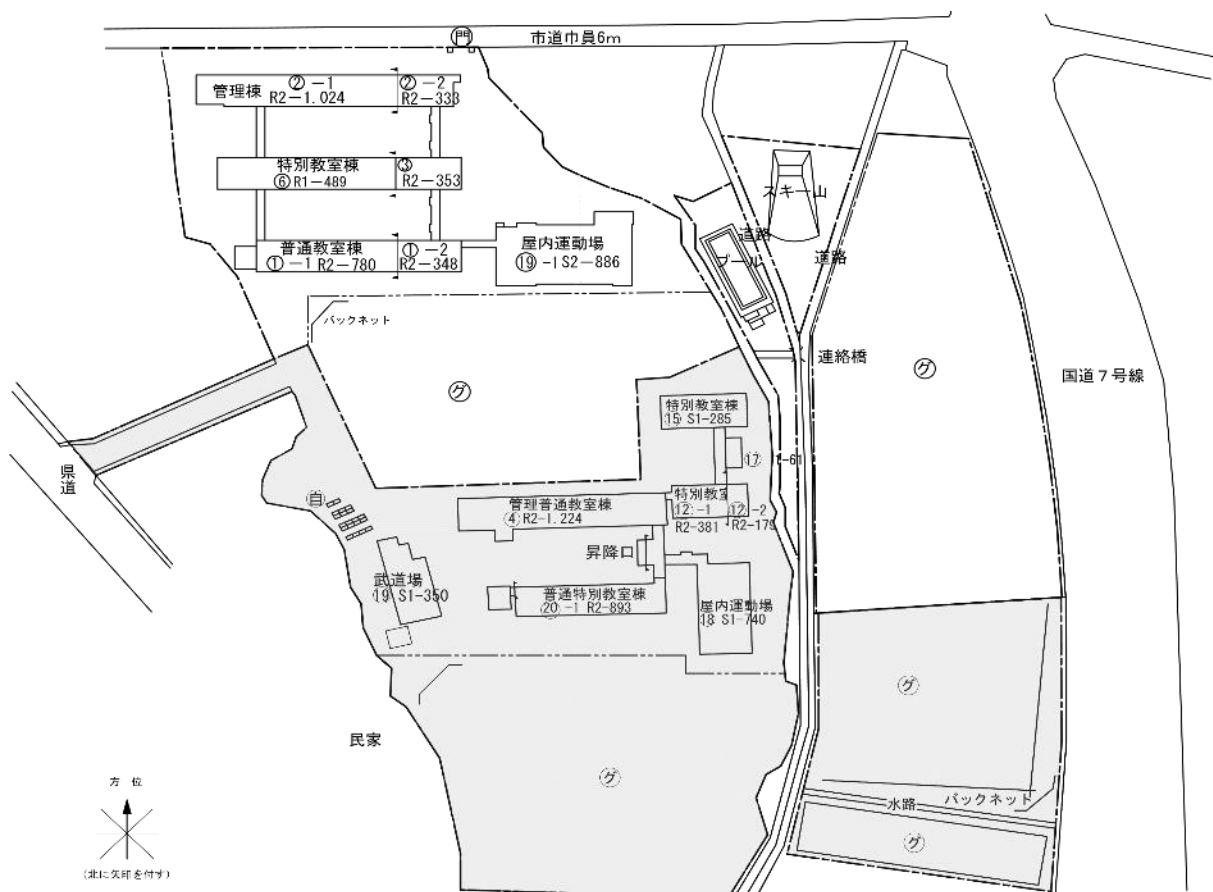
石川地区内の公共施設位置図

### (1) 学校施設の状況

施設名	施設所在地	延べ面積 (㎡)	建物敷地 面積 (㎡)	屋外運動場 面積 (㎡)
石川小学校	弘前市大字石川字庄司川添 19-1	4,471	11,397	17,618
石川中学校	弘前市大字石川字庄司川添 19-1	4,333	8,676	16,081

※用途：いずれも市街化調整区域

※延べ面積は校舎、屋内運動場、武道場の合計



石川小・中学校現況配置図 ※色塗り部分が中学校敷地

(2) 学校施設以外の公共施設の状況

施設名	施設所在地	延べ面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	利用者数 (H30年度・人)
石川公民館	弘前市大字石川字石川 114-1	865.37	2,224.00	6,771
石川出張所		97.94		6,468
石川児童館	弘前市大字石川字大仏下 25-17	187.97	1,001.16	9,912
大沢児童館	弘前市大字大沢字上村元 68-4	187.15	975.63	4,233
薬師堂児童館	弘前市大字薬師堂字舘ノ平 18-2	185.49	795.01	1,924

※用途：いずれも市街化調整区域

※本整備事業において集約化を行う対象施設

(3) 石川小・中学校等の沿革

- 1877 (明治 10) 石川小学校創立
- 1947 (昭和 22) 石川中学校創立
- 1964 (昭和 39) 石川小学校校舎改築
- 1966 (昭和 41) 石川中学校校舎改築
- 1968 (昭和 43) 大沢児童館、薬師堂児童館供用開始
- 1969 (昭和 44) 石川児童館供用開始
- 1979 (昭和 54) 石川公民館、石川出張所供用開始
- 1985 (昭和 60) 石川中学校武道場新築
- 1991 (平成 3) 石川中学校校舎一部改築 (普通・特別教室棟)
- 1995 (平成 7) 石川小学校・中学校屋外運動場整備
- 1997 (平成 9) 石川小学校プール改築
- 2009 (平成 21) 石川中学校給食受入口増築
- 2012 (平成 24) 石川小学校・中学校 校舎耐震補強工事
- 2013 (平成 25) 石川小学校屋内運動場新築
- 2016 (平成 28) 石川小学校・中学校 教育自立圏調査研究校に指定

(4) 教育目標

石川小学校：かしこい子 やさしい子 たくましい子

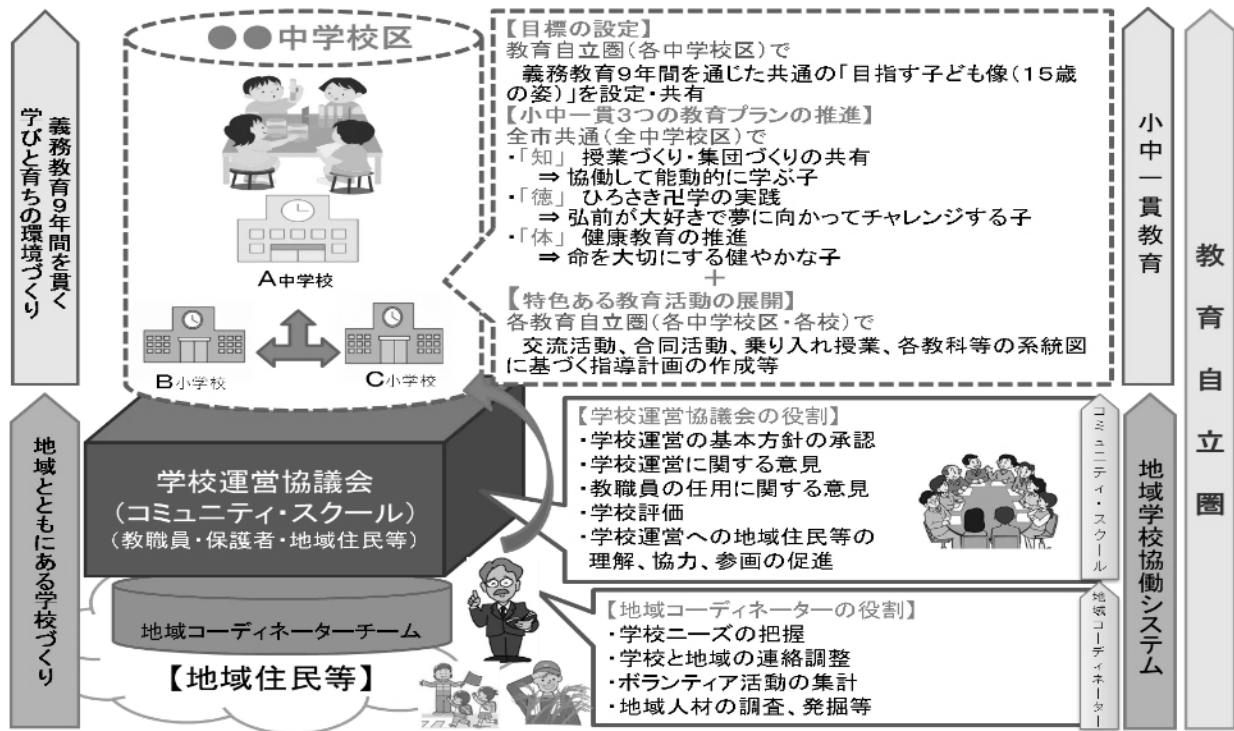
石川中学校：進んで学ぶ生徒 (自主) きまりを守る生徒 (規律)

たくましい生徒 (実践) 思いやりのある生徒 (協調)

進んで学び、思いやりをもって、たくましく、しなやかに生き抜く人間の育成

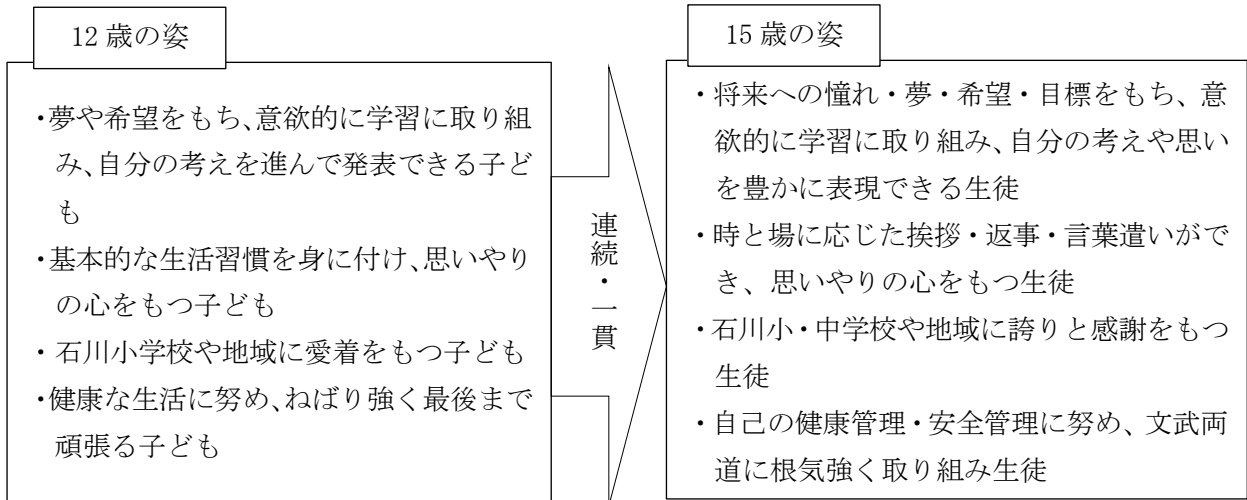
(5) 教育自立圏推進計画

「教育自立圏」とは、弘前市教育委員会の造語で、学校・家庭・地域が各々の役割と責任をもって連携・協働し、子どもの健やかな成長に向かって主体的に関わっていく、自立的・持続可能な教育機能を有した圏域 (中学校区) を意味したものである。「夢を育む独自の教育自立圏の形成」として、弘前市教育委員会が 2015 (平成 27) 年 8 月に策定した、弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針の中で、基本的な方向性のうちの一つの観点として示されている。



教育自立圏のイメージ図

(6) 義務教育9年間で目指す児童・生徒像



〈石川小・中学校区の主な教育課題と具体的な取り組み〉

- ◇学習意欲や表現力・発表力の向上を核とした「確かな学力」の向上
- ◇自主的・積極的に行動する態度を養うこと
- ◇たくましい体と心を育てること
- ◇ふるさとに愛着をもち誇りに思う気持ちを高めること

〈石川スタンダード〉

「あじさい」のある授業づくり

あ 「あっ！」

疑問や気付き、そして、発見、たくさんの「あっ！」が聞こえる授業

じ 「じっくり！」

じっくりと向き合い、考え、頭や心の中がアクティブに活動する授業

さ 「さあ、いっしょに！」

仲間といっしょに対話をしながら学習課題の解決に一步一步近づく授業  
い 「いいね！」

わかった自分にも、できた自分にも、協力できた自分にも「いいね！」と言える授業

### 3 整備の条件、基本方針

※各建物で必要な部屋等については「4 今回の整備にあたり必要な施設等」を確認のこと。

#### (1) 改築、改修の条件

石川小・中学校及び出張所、公民館、児童館の各建物の現況及び今後の整備計画等に鑑み、石川小・中学校敷地内の建物については、石川小学校の屋内運動場及びプールを除き、全て建て替えるものである。また、各施設は原則同一の棟とする。(施設間が渡り廊下等でつながっているものも同一の棟とみなす)。

なお、詳細、条件等については以下のとおり設定する。

##### ○石川小学校

- ・校舎部分（普通教室棟、管理棟、特別教室棟及び渡り廊下）は、全て建て替えるものとする。
- ・屋内運動場は、2013（平成25）年に建て替え済みであることから、現存のものを引き続き使用する。

##### ○石川中学校

- ・校舎部分（管理普通教室棟、普通特別教室棟、特別教室棟、昇降口、渡り廊下、物置及び給食受入口）並びに屋内運動場は、学校敷地を有効に活用した施設整備を行うため、全て建て替えるものとする。
- ・武道場は、校舎部分同様に建て替えるものとし、武道場に隣接する物置は取り壊すものとする。

##### ○グラウンド

- ・児童館3施設（石川児童館、大沢児童館、薬師堂児童館）が集約・機能移転することから、児童・生徒らが屋外で遊べる環境を整備する。
- ・児童・生徒の学校生活における安全確保が図られるような設備等の配置とする。

##### ○公民館、出張所、児童館

- ・敷地内や施設間の動線、学校敷地の有効な活用、工事費用、維持管理費用、工事スケジュールを考慮したうえで整備する。
- ・石川小・中学校と学校以外の公共施設で共用可能な部屋は、なるべく共用化させ、利便性があり、かつ防犯対策が施された配置とする。

#### (2) 整備概要

- ・小・中学校校舎：5,000 m<sup>2</sup>程度
- ・中学校屋内運動場：800 m<sup>2</sup>程度
- ・武道場：350 m<sup>2</sup>程度
- ・公民館・出張所：650 m<sup>2</sup>以内
- ・児童館：336 m<sup>2</sup>以内（ただし、218 m<sup>2</sup>以上）
- ・外構：雨水排水設備、駐車場、駐輪場、通路等、植栽、グラウンド整備、門扉、フェンス
- ・概算工事費：3,653,000千円（税込）を上限とする。※外構整備費等を含む。

#### (3) 基本方針

今回の石川小・中学校等複合施設整備事業においては、以下に示す①～⑦の方針を盛り込むほか、石川小・中学校の教育目標等の教育に関する取り組みがイメージできるような整備とする。

また、当事業は、弘前市内では初となる施設一体型校舎の整備事業となることから、今後の弘前市におけ

る「地域とともにある学校づくり」のモデルケースとなりうる、デザイン、機能性、使いやすさに配慮した整備とする。

①小中一貫教育等の円滑な学校運営が可能な施設とする。

- ・小学校と中学校が分かれての運営協議が可能な施設としつつ、必要に応じて小中学校が互いに連携を図りながら、教育活動が実施できる施設とする。
- ・それぞれの学年に応じた学習環境の提供や、小・中学校の教職員が一体となって指導できるよう、小・中学校共用の特別教室や管理諸室を設ける。

②児童生徒や地区住民が、安全・安心に利用できるような施設とする。

- ・公民館や出張所の利用者や、不審者の校舎内への立ち入りを防ぐほか、グラウンドには児童・生徒の安全確保が図られるような設備を整備する等、防犯対策機能を備えた施設とする。
- ・学校敷地内への車の進入退出時の事故を防ぎ、かつ現中学校の入口側にある歩道橋が原因の渋滞緩和が図られるような、学校敷地内の動線対策を行う。
- ・敷地内に地域の人々の目が集まることにより、不審者等の抑止につなげられる部屋の配置とする。

③地域コミュニティの拠点としての施設整備とする。

- ・高齢者や子育て世帯、子どもたちが世代間で交流できるスペースを設けるほか、特別教室は学校開放に利用できる配置にする等、地域における生涯学習やコミュニティ形成の拠点となる整備を行う。
- ・新たに機能移転される公民館や出張所、児童館などについては、施設の利便性と、登下校時における児童生徒の安全の確保との両立が図られ、冬期間の敷地内の除排雪における負担が軽減できるような施設の全体配置、動線を計画する。

④社会情勢の変化に対応できる、高機能かつ多機能な施設とする。

- ・少子高齢化が一層進み、人口が大きく変動する等、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、施設の有効活用の観点から、学校の教室を別の用途に転用できるよう整備する。
- ・複合施設であることに鑑み、学校部分と学校以外の公共施設部分がわかりやすい配置とする。
- ・公民館や児童館を併設することにより、施設の高機能化かつ多機能化を図り、児童・生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するとともに、公共施設を有効に活用できるようにする。
- ・児童館専用の玄関を設ける等、学校生活と児童館での活動の切り替えができる配置を計画する。

⑤ユニバーサルデザイン化や防災機能を備えた施設とする。

- ・玄関にスロープを設置する等、誰もが快適で安全に利用できる、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。
- ・指定避難所となることを想定し、多機能トイレや換気・冷暖房設備、和室を備えた、避難者に不便がないような施設とする。

⑥環境負荷の低減や、総合的かつ長期的な維持管理等のコスト低減を考慮した施設とする。

- ・冷暖房等の維持管理コスト縮減に考慮した施設とし、自然採光や通風、自然エネルギーの導入を図る。
- ・建物の長寿命化や、各種設備の更新等の長期的な計画のもと、ライフサイクルコストに配慮した整備を行う。

⑦自然との共生等を考慮し、健康的かつ安全で豊かな施設環境を確保した施設とする。

- ・公共施設として地球環境にやさしい学校施設をめざすとともに、近隣住民に対しての音や振動、グラウンドの砂ほこりなどの周辺環境にも配慮した整備を行う。
- ・工作物等により、敷地中央の水路への安全対策や、隣接する住宅地との境界を明確に区別できるようにする。

#### 4 今回の整備にあたり必要な施設等

##### (1) 石川小・中学校部分

###### ①小・中学校校舎

###### ア 普通教室

小学校分 8 教室（普通学級 6 教室、特別支援学級 2 教室）、  
中学校分 5 教室（普通学級 3 教室、特別支援学級 2 教室）

###### イ 特別教室

美術室・図工室、理科室（小・中学校各 1 教室）、音楽室、家庭科室、技術室、図書室、外国語活動室、特別活動室（小・中学校各 1 教室）、児童会室、生徒会室、教育相談室、スクールカウンセリング室（小・中学校各 1 教室）、多目的スペース（小学校 2 教室、中学校 1 教室）

###### ウ 管理諸室

職員室、校長室（小・中学校各 1 室）、保健室、技能主事室、印刷室、会議室（2 室）、教材室（小・中学校各 2 室）、放送室、職員更衣室

###### エ その他

玄関（児童・生徒用）、トイレ（児童・生徒用、多目的用、職員用）、給食準備室、警備員室

###### ②中学校屋内運動場

アリーナ（6 人制バレーボールコート 2 面並びにバスケットボールコート及びミニバスケットボールコート 2 面を確保できる広さとする）、ステージ、屋内運動場用物置、更衣室

###### ③武道場

剣道場（コート 2 面）、武道場用物置、更衣室

- ※施設の省スペース化を図るため、玄関等共用できるものについては、可能な範囲で共用も可とする。
- ※屋内運動場と武道場で共用できるものについては、武道場側に配置する。

##### (2) 石川小・中学校以外の公共施設部分

###### ①公民館・出張所

公民館：事務室、多世代交流スペース、和室、集会室、玄関、風除室  
出張所：事務室兼待合室

###### ②児童館

事務室、静養室、遊戯室、集会室、創作活動室、カバン置き場、手洗い場、玄関、風除室

###### ③公民館・出張所と児童館の共用室

図書室、倉庫、更衣室（休憩室）、湯沸室、トイレ